

令和5年所得がなく、令和6年所得がある場合(学生の就職等)

例 令和6年中に新規就職し所得税が発生した場合

令和5年時点 学生



推計所得税額 0円
定額減税可能額 0円
※定額減税対象外のため
当初調整給付額 0円

令和6年時点 社会人



所得税額(実績) 60,000円
定額減税可能額(所得税分) 30,000円
定額減税可能額(住民税分) 10,000円
不足額給付時調整給付額 10,000円

※所得税定額減税額=(本人+同一生計配偶者+扶養親族)×3万円
※住民税定額減税額=(本人+同一生計配偶者+扶養親族)×1万円

…所得税分については、
所得税額から減税される

[住民税分の1万円を不足額給付として給付]

【解説】

令和5年中は所得がなかったため、本人として推計所得税、調整給付ともに0円だった者が、就職等により、令和6年所得税額が6万円となった。この場合、定額減税可能額(所得税分)の3万円分が減税され、所得税額は3万円となる。一方で定額減税可能額(住民税分)については、令和6年度分住民税が発生していないことで、減税することができないため、住民税分の1万円が不足額給付として給付されます。